

## 大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、被災した建物及び事業場等から環境中に飛散、漏えいした有害化学物質等の調査業務に関し、川崎市（以下「甲」という。）が一般社団法人神奈川県環境計量協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この協定において「有害化学物質等」とは、大気の汚染又は水質の汚濁の原因となる物質、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質、あるいはそのおそれのある物質をいう。

### (有害化学物質等の調査の内容)

第3条 有害化学物質等の調査の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 試料の採取
- (2) 有害化学物質等の測定及び分析
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

### (協力要請)

第4条 甲は、大規模災害時に有害化学物質等の調査を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を派遣するなどして、有害化学物質等の調査の実施に協力するものとする。

### (協力要請の手続)

第5条 甲は、前条第1項の規定による要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。

- (1) 災害の種類、発生場所、被害状況
- (2) 調査内容（調査目的、対象化学物質、対象試料、調査地点及び調査期間）
- (3) その他必要な事項

### (調査の実施)

第6条 乙は、前条に規定する要請内容に基づき、調査を実施する。ただし、乙は、分析が不可能な項目など、やむを得ない理由があるときは甲からの要請を受諾しないことができるものとする。

2 甲は、乙の調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、調査の実施に当たって、作業を行う人員の身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに調査の実施を中止し、その旨を甲に連絡する。

(報告)

第7条 乙は、前条の調査を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 調査内容及び調査結果
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙が第4条の規定による要請に基づき実施した調査に要した費用は、甲が負担し、その価格は災害発生直前における適正単価より算出した額を基準として、甲と乙が協議して決定する。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境対策部環境管理課、乙においては一般社団法人神奈川県環境計量協議会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう、協力体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は協議のうえ、この協定の実効性を確保するために必要な訓練を行うものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前条の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申出がない場合は、引き続き1年間有効とし、その後も同様とする。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年8月31日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦



乙 横浜市金沢区福浦2丁目11番地7号  
一般社団法人神奈川県環境計量協議会  
会長 梶田 哲弘

